

立川市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 12 月 13 日

提出者 立川市長 清 水 庄 平

理由

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 3 条第 1 項の規定及び地方税法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 1 号）の施行による。

## 立川市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

立川市市税賦課徴収条例（昭和25年立川市条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章及び第2章 .....略.....</p> <p><u>第3章 目的税</u></p> <p><u>第1節 入湯税（第127条～第135条）</u></p> <p>附則 (税目)</p> <p>第3条 .....略.....</p> <p><u>2 市税として課する目的税は、入湯税とする。</u></p> <p>第126条 .....略.....</p> <p><u>第3章 目的税</u></p> <p><u>第1節 入湯税</u></p> <p><u>(入湯税の納税義務者等)</u></p> <p><u>第127条 入湯税は、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に課する。</u></p> <p><u>(入湯税の課税免除)</u></p> <p><u>第128条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入湯税を課さない。</u></p> <p>(1) 年齢12歳未満の者</p> <p>(2) 第73条の2第2項に規定する身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びこれらの者に同伴し介助を行う者（介助を必要とする者1人につき1人までとする。）</p>	<p>目次</p> <p>第1章及び第2章 .....略.....</p> <p>附則 (税目)</p> <p>第3条 .....略.....</p> <p>第126条 .....略.....</p>

(3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校が教育活動の一環として実施する行事に参加する者

(4) 入湯料金（消費税法の規定により課される消費税の額及び法の規定により課される地方消費税の額に相当する額を除く。）が1,200円以下の鉱泉浴場に入湯する者（宿泊を伴わないものに限る。）

(入湯税の税率)

第129条 入湯税の税率は、入湯客1人1日について、150円とする。

(入湯税の徴収の方法)

第130条 入湯税は、特別徴収の方法によって徴収する。

(入湯税の特別徴収の手続)

第131条 入湯税の特別徴収義務者は、鉱泉浴場の経営者とする。

2 前項に規定する特別徴収義務者は、鉱泉浴場における入湯客が納付すべき入湯税を徴収しなければならない。

3 第1項に規定する特別徴収義務者は、毎月15日までに、前月1日から同月末日までに徴収すべき入湯税に係る課税標準額、税額その他必要な事項を記載した納入申告書を市長に提出し、及びこの納入金を納入書によって納入しなければならない。

(入湯税に係る不足金額等の納入の手続)

第132条 入湯税の特別徴収義務者は、法第701条の10、第701条の12又は第701条の13の規定による納入の告知を受けた場合においては、当該不足金額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書に指定する期限までに、納入書によって納入しなければならない。

(入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告)

第133条 鉱泉浴場を経営しようとする者は、経営開始の日の前日までに、次の各号に掲げる事項を市長に申告しなければならない。申告し

た事項に異動があった場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。

(1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）

(2) 鉱泉浴場施設の所在地

(3) 前2号に掲げるものを除くほか、市長において必要と認める事項  
（入湯税の特別徴収義務者に係る帳簿の記載義務等）

第134条 入湯税の特別徴収義務者は、毎日の入湯客数、入湯料金及び入湯税額を帳簿に記載しなければならない。

2 前項に規定する帳簿は、その記載の日から1年間これを保存しなければならない。

（入湯税の特別徴収義務者に係る帳簿記載の義務違反等に関する罪）

第135条 前条第1項の規定によって、帳簿に記載すべき事項について正当な事由がなくて記載をせず、若しくは虚偽の記載をした場合又は同条第2項の規定によって保存すべき帳簿を1年間保存しなかった場合においては、その者に対し、100,000円以下の罰金刑を科する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前項に規定する違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項に規定する罰金刑を科する。

#### 附 則

（法附則第15条第2項第1号等に規定する条例で定める割合）

#### 附 則

（法附則第15条第2項第1号等に規定する条例で定める割合）

第10条の2 .....略.....	第10条の2 .....略.....
2 法附則第15条第2項第5号に掲げる条例で定める割合は、 <u>100分の80</u> とする。	2 法附則第15条第2項第5号に掲げる条例で定める割合は、 <u>100分の75</u> とする。
3～27 .....略.....	3～27 .....略.....

## 附 則

### (施行期日)

第1条 この条例は、令和5年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、目次の改正規定、第3条の改正規定及び本則に1章を加える改正規定は、同年2月1日から施行する。

### （固定資産税に関する経過措置）

第2条 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和4年4月1日から施行日の前日までの間に取得された地方税法附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

